
第 3 編 地震対策編

第1章 総 則

第1節 計画の概要

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、香美市防災会議が作成する計画である。本市に係る地震対策に関し、市の処理すべき事務を中心として、地域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定め、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等を総合的・計画的に実施することにより、市域、及び住民等の生命、身体、財産を保護するとともに、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

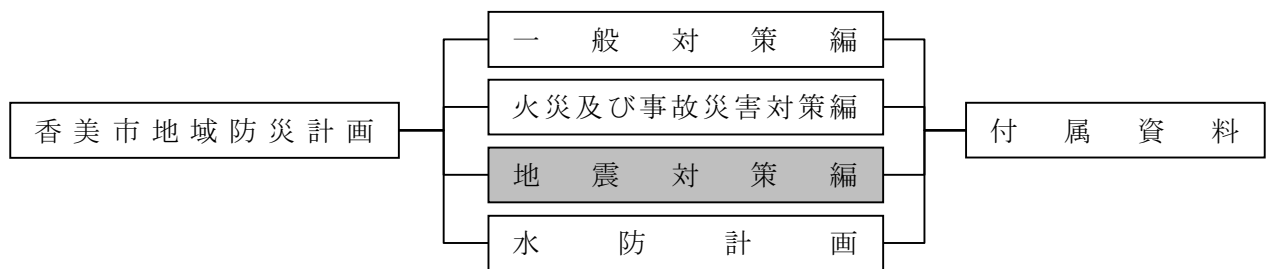
また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、本市は南海トラフ地震防災対策推進地域となっており、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 計画策定機関

香美市防災会議

3 計画の構成

本計画は、市域において想定される災害に対して、市が処理すべき事務又は業務に関し市域内の関係機関の協力業務を含めて定めるものであり、一般対策編、火災及び事故災害対策編、地震対策編、水防計画及び付属資料によって構成する。なお、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、「地震対策編」に統合する。



地震対策編は、地震対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、本市が行う各種対策を「予防」、「応急対策」、「復旧・復興」の時系列ごとに配置している。

本計画の全体構成及び内容は次のとおり。

(1) 総 則

本計画の目的、防災関係機関の責務の大綱、本市が行う地震災害対策に関する計画の方針について定める。

(2) 災害予防計画

地震災害が発生した場合に、その被害を最小限に食い止めるための基本的な措置等について定める。

(3) 災害応急対策計画

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、これを防御し、応急対応を実施するなど、災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な措置について定める。

(4) 災害復旧・復興計画

被災者の生活支援や自立復興の促進など、生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧にあたっての基本方針を定める。

(5) 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、「地震対策編」に重点的な施策事項について定め、統合して示す。

(6) 一般対策編の準用

地震による災害は、風水害とは発生要因が異なるが災害対策上取るべき施策の内容はほぼ同様である。

そのため、本編の「地震対策編」では、具体的な施策については、「一般対策編」の施策を準用することとし、地震災害対策として特有な施策内容についてのみ記述した。

4 防災施策の基本方針

本計画の「予防」、「応急対策」、「復旧・復興」の各段階における防災施策の基本方針は次のとおり。

予 防 計 画	<p>【災害に強いまちづくり】</p> <p>(1) 地震に強いまちづくりを推進するため、建築物・公共施設・ライフライン施設の耐震化、防災拠点施設の整備、危険物施設等の安全化対策、土砂災害の予防対策を推進する。</p> <p>(2) 大規模災害時の復旧・復興を早期に実現するため、支援組織駐在の拠点、応急仮設住宅、がれき置き場等の用地を確保する。</p>
	<p>【市の防災力の向上】</p> <p>(1) 地震発生時の効果的な応急対策活動に備えるため、防災活動体制、情報収集・伝達体制、広報体制、防災関係機関との連携強化、備蓄の推進、消防力の強化、避難体制の整備、医療体制の整備、二次災害防止体制の整備、要配慮者対策、ボランティア活動の環境整備等を推進する。</p> <p>(2) 複合災害（地震発生時に集中豪雨等）を想定した備えを検討する。</p>
	<p>【住民等の自主防災力の向上】</p> <p>(1) 大規模地震時は行政が機能（公助）しないことが想定されるため、自分の命は自分で守る（自助）ことや、地域の自主防災組織等の助け合う（共助）活動を推進する。</p> <p>(2) 住民及び事業者の災害対応力を向上させるため、防災教育、防災訓練等効果的な手法を検討し、対策を実施していく。</p> <p>(3) 自主防災組織等防災活動を行っている組織の育成、支援を図る。</p> <p>(4) 要配慮者の自主防災力の向上に向けた対策を講じる。</p> <p>(5) 南海トラフ地震に関する地震防災上必要な防災教育を推進する。</p> <p>(6) 南海トラフ地震を想定した防災訓練を推進する。</p>
	<p>【沿岸部の被災地支援】</p> <p>南海トラフ地震では、沿岸の市町村が甚大な津波災害を受けることが想定されるが、本市は内陸部にあり、津波災害を受けることがなく、これら被災した市町村を支援することが可能である。本市は、被災自治体に対し、被災者の受入れ、防災活動拠点の活用、行政機能の代行等の広域的な支援を行うため、具体的な検討を進める。</p>

<p>応 急 対 策 計 画</p>	<p>【迅速、的確な初動活動の実施沿岸部の被災地支援】 地震の発生直後からの迅速かつ的確な初動活動を実施するため、応急活動体制を早急に確立するとともに、災害情報の収集・伝達、災害広報を行う。また、大規模災害の場合は、相互応援、自衛隊の災害派遣等応援協力を早急に要請する。</p> <p>【被害の拡大防止】 的確な避難情報の発令の判断、指定避難所の開設、避難者の受入れ、運営・管理、救出・救護活動、医療救護活動、交通確保・交通規制、緊急輸送活動を行う。</p> <p>【被災者の保護と社会秩序の安定】 (1) 生活必需品等の供給・調達、ごみ・し尿の処理、防疫・保健衛生活動、住宅確保、教育対策等を行う。 (2) 被災者の生活確保に資するライフライン等の施設・設備の応急復旧対策を早急に講じる。 (3) 避難所生活が長期化すること等を想定した「命をつなぐ」対策を行う。</p> <p>【沿岸部の被災地支援】 南海トラフ地震において甚大な津波被害が想定される沿岸の市町村を支援するため、県等と連携をしつつ、被災者の受入れ、防災活動拠点の活用、行政機能の代行等の広域的な支援を行う。</p>
<p>復 旧 ・ 復 興 計 画</p>	<p>【速やかな災害復旧・復興】 被災地域・施設の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、復旧・復興事業を計画的に推進する。そのため、本市にもっとも大きな被害を与えると思われる南海トラフ巨大地震を想定した事前復興計画の策定を検討する。</p> <p>【自立的生活再建の支援】 被災者に対する資金援助、り災証明書の発行、各種猶予・減免措置など生活再建支援を行う。</p>

5 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

6 細部計画の策定

本計画に基づく活動を行うに当たって必要な細部計画については、本市各対策部並びに防災関係機関において定める。

7 国・県の防災計画との関係について

本計画は、国の定める防災基本計画、指定行政機関及び指定公共機関が定める防災業務計画並びに高知県地域防災計画との整合性・関連性を有する。

8 計画の周知・習熟

本市及び防災関係機関は、本計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分果たせるよう日ごろから調査・教育・研修・訓練その他の方法により、本計画及びこの計画に関連する細部計画等の習熟に努め、災害対策の対応能力を高める。また、住民への周知を図るため、広報・啓発活動に努める。

[注記] 本計画における用語について

- 住民・・・・・・・・市の地域に住所を有する者をいう。
- 住民等・・・・・・・・上記に加え、他市町村から本市の地域に通学、通勤する者及び災害時に本市の地域に滞在する者等も含める。
- 要配慮者・・・・・・・・香美市内に在住で高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人その他災害時に特に配慮が必要な者とし、以下の条件に該当するものをいう。
 - (1) 身体障害者手帳（1級・2級）を交付されている者
 - (2) 療育手帳（障害程度A1・A2）を交付されている者
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳（1級・2級）を交付されている者
 - (4) 要介護度1～5の認定を受けている者
 - (5) 特定疾患受給者証を交付されている者
 - (6) 在宅酸素療法を受けている者
 - (7) 75歳以上の独居世帯又は75歳以上の者のみの世帯の者
 - (8) 妊産婦
 - (9) 乳幼児
 - (10) 外国人
 - (11) その他配慮を要する者
- 避難行動要支援者・・要配慮者のうち、生活の基盤が自宅にあり、かつ、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが著しく困難である者をいう（詳細は第1編「一般対策編」第2章第17節を参照）。
- 防災関係機関・・・・・・・・国、県、市、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
- 関係機関・・・・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に関する機関をいう。
- 県・・・・・・・・県の部局及び出先機関、教育委員会等をいう。
- 警察・・・・・・・・警察法で定められた組織で、警察本部、警察署をいう。
- 市・・・・・・・・市の部課、行政委員会、一部事務組合（消防機関を除く）をいう。
- 消防機関・・・・・・・・消防本部、消防署、消防団をいう。
- 自衛隊・・・・・・・・陸上、海上及び航空自衛隊をいう。
- ライフライン・・・・・・・・電力、ガス、上下水道、工業用水道及び通信の事業をいう。
- 指定緊急避難場所・・災害から一時的に避難する場所で、市が指定した場所をいう。
- 指定避難所・・・・・・・・災害時に自宅が全壊した場合や、水や電気等が使用できない場合に一定期間生活する施設で、市が指定した施設をいう。
- 福祉避難所・・・・・・・・既存の建物を活用し、一般の避難所では生活に支障をきたす要配慮者に対するケアが行われ、何らかの特別な配慮がされた避難所のことをいう。
- 広域福祉避難所・・市町村の枠を外した広域の住民が利用する福祉避難所をいう。

第2節 地震防災面からみた高知県の特性

1 南海トラフ地震の特徴

南海トラフ地震は、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいい、この中には南海地震や東南海地震、東海地震等が含まれる。これらの地震は、これまで、繰り返し発生しており、それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合もある。

地震調査委員会は、主要な活断層や海溝型地震（プレートの沈み込みに伴う地震）の活動間隔、次の地震の発生可能性等を評価し、公表している。令和3年1月に公表された南海トラフ地震の長期評価によるとM8～M9クラスの地震の今後30年以内の発生確率は、70～80%程度となっている。

(1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震及び津波（L2地震・津波）

ア 地震及び津波は、南海トラフの巨大地震モデル検討会（平成23年8月設置）が公表した現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスのものである。

イ 高知県下で震度6弱～7の揺れが予測される。

ウ 高知県下で、地震発生後早いところで3分、遅くとも30分以内には、一部の湾奥を除く全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは10～20m、ところによっては30mを超え、非常に高くなることが予測される。

(2) 発生頻度の高い一定程度の地震及び津波（L1地震・津波）

ア 高知県下で、震度5弱～6強（一部では震度7）の揺れが予測される。

イ 地震発生後早いところで3分、遅くとも30分以内には、一部の湾奥を除く全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは6～8m、ところによっては10mを超えることが予測される。

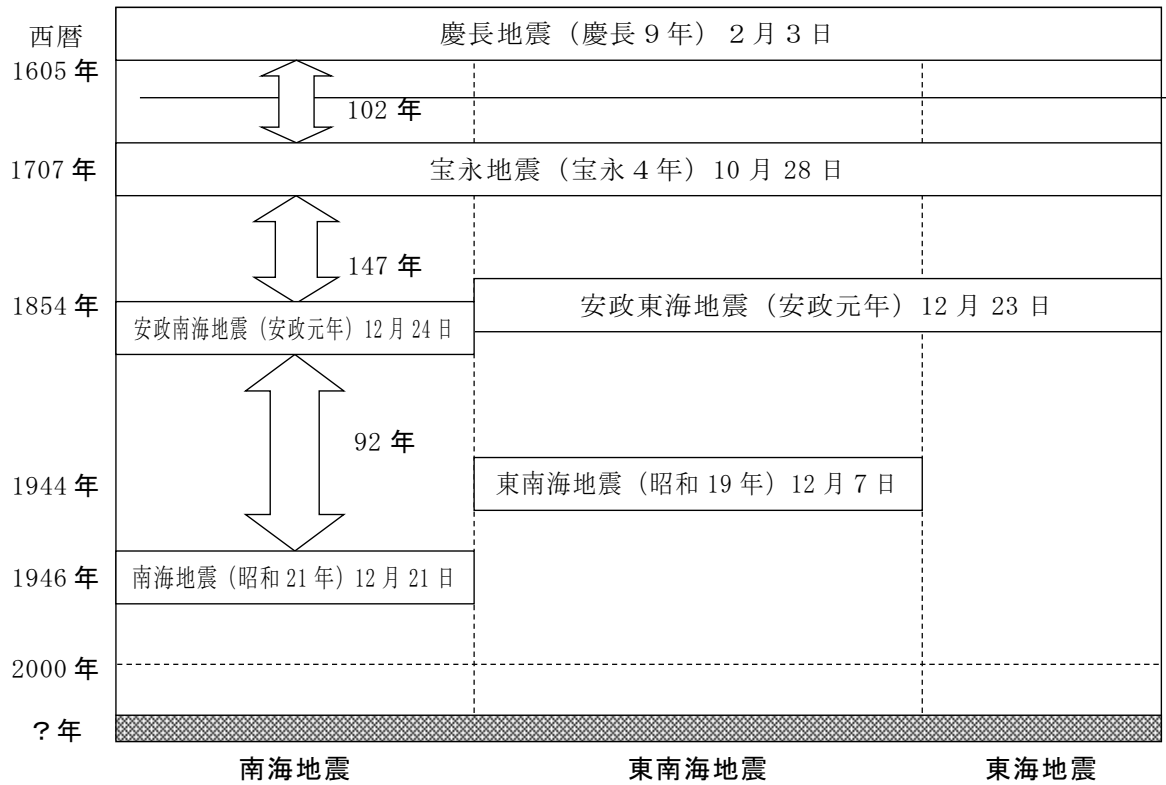
※ 近年で大きな被害を受けた事例としては、昭和21年の南海地震がある。（死者・行方不明者679人、負傷者1,836人）

2 地 形

高知県の地形を見ると、四国山地がそびえたち、県内のほとんどが山地である。高知平野などの平野が海岸に沿ってわずかに分布している。県南部、室戸岬周辺などでは、南海トラフ沿いの巨大地震に関係した階段状の平坦な土地（海岸段丘）が分布している。室戸岬や足摺岬付近には、このような海岸段丘をずらしている活動度の低い活断層がいくつか認められ、これらは南海トラフで発生する巨大地震と関係が深いと推定されている。これ以外には活断層は知られていない。

県内で発生した被害地震としては、文化9年（1812年）の土佐の地震（M不明）が知られている。県内で家屋などへの被害があった。また、寛政元年（1789年）の徳島県南部の地震（M7.0）などのように周辺地域で発生した地震によっても被害を受けることがある。

1600年以後の南海地震と東南海地震



第3節 地震被害想定

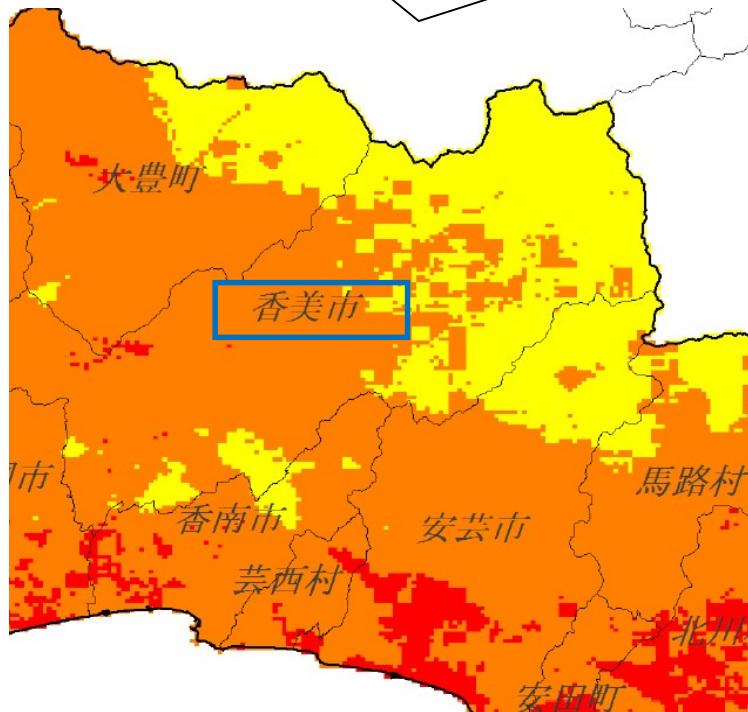
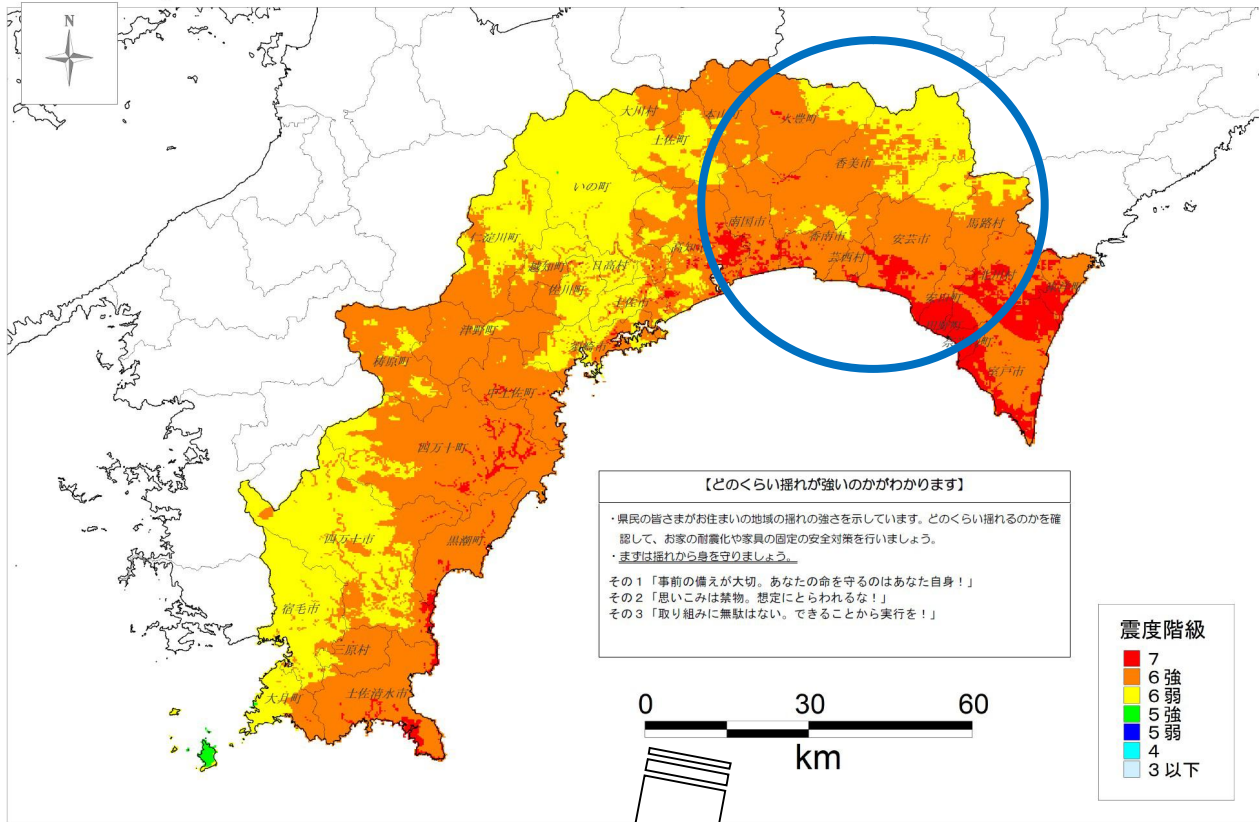
1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震 (L2地震・津波)

(1) 震度分布

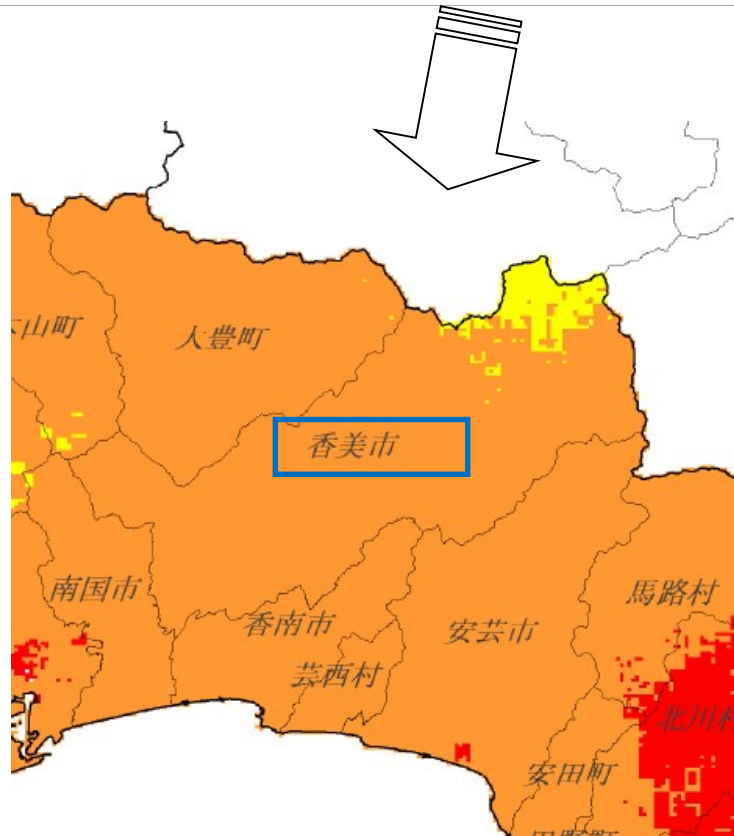
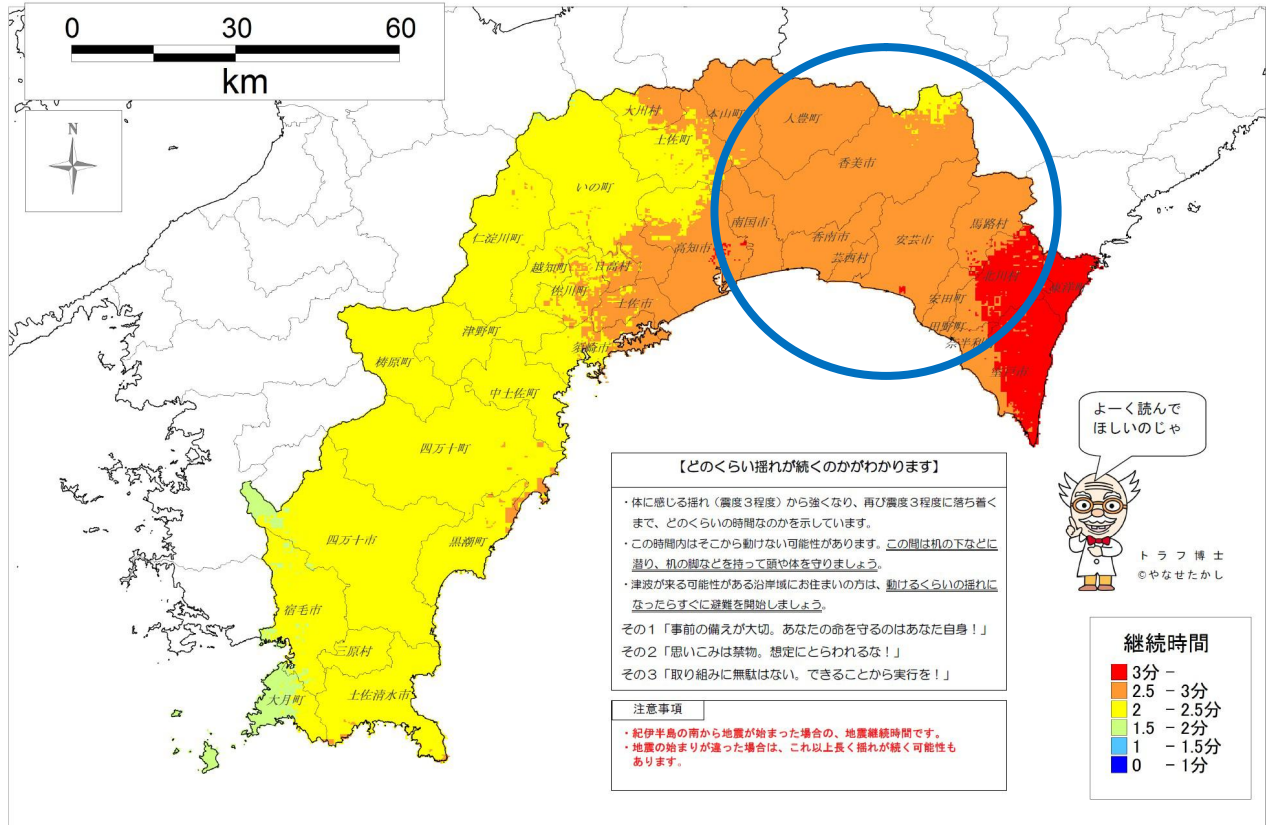
地震の強さは、平成24年8月に内閣府が公表した「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）」（以下、『内閣府モデル』という。）で示された強震断層モデル（M9.0）の4つのケースについて、より詳細な地盤情報を反映し、250mメッシュ単位で震度を推計した。

その結果、求められた震度分布及び地震継続時間分布は、次のとおりである。

- 高知県全域の震度：震度7～6弱
- 香美市の震度：市内で震度6強、一部で震度6弱または震度7が想定される。
- 香美市の地震継続時間：市内の大部分で2.5分～3分である。



震度分布図（最大クラス重ね合わせ）



地震継続時間分布図（最大クラス重ね合わせ）

(2) 被害想定

内閣府モデルでは、想定される地震から、建物及び人的被害の想定などを行っている。
 主な概要は、次のとおりである。

ア 建物被害

地震による建物被害は、建物の構造や建築年代、地域の消防力、急傾斜地崩壊危険度ランク等を考慮し求めた。

全壊・焼失、半壊棟数 (単位：棟)

区 分	被害の要因				合 計	最大被害ケース	
	液状化	揺 れ	急傾斜	火 災		地震動	季節・時間
全壊・焼失棟数	*	4,600	30	1,100	5,700	陸側	冬 18 時
半 壊	*	6,000	40	—	6,100	陸側	—

- ※ *は若干数を表している。
- ※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

イ 人的被害

地震による人的被害は、建物被害と相関があり、揺れ（建物倒壊）によるものが支配的である。

死者、負傷者数 (単位：人)

区 分	被害の要因						最大被災ケース	
	建物倒壊		急傾斜	火 災	ブロッ ク塀	合 計	地震動	季節・時間
	(うち屋内 収 容 物 移 動・転倒、屋 内落下物)							
死者数	290	10	10	30	*	330	陸側	冬深夜
負傷者数	2,000	160	10	10	*	2,000	陸側	冬深夜

- ※ 平成 27 年国勢調査の本市の値（人口数：27,513 人、世帯数：11,979 世帯）を基に算出。
- ※ *は若干数を表している。
- ※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

ウ 被災・避難者等の想定

水道の断水や下水道の支障を起因とする被災者及び避難者数の想定結果を次に示す。避難生活は長期にわたることが予想され、1 か月後において全避難者は 15,700 人に及ぶ。

り災者・避難者数 (単位：人)

区 分	り災者数		避難者数					
	断水 (直後)	下水道 支障 (直後)	1 日後		1 週間後		1 か月後	
			避難所 被災者	避難所 外被災者	避難所 被災者	避難所外 被災者	避難所 被災者	避難所外 被災者
香美市	22,000	12,000	5,100	3,400	5,700	5,700	4,700	11,000

2 発生頻度の高い一定程度の地震及び津波（L1地震・津波）

(1) 震度分布

県は、平成16年3月の「第2次高知県地震対策基礎調査」による安政南海地震が単独発生した場合（M8.4相当）のモデルに最新の地盤情報を反映し、250mメッシュ単位で震度を推計した。その結果求められた震度分布は、次のとおりで、市内の最大震度は6弱である。

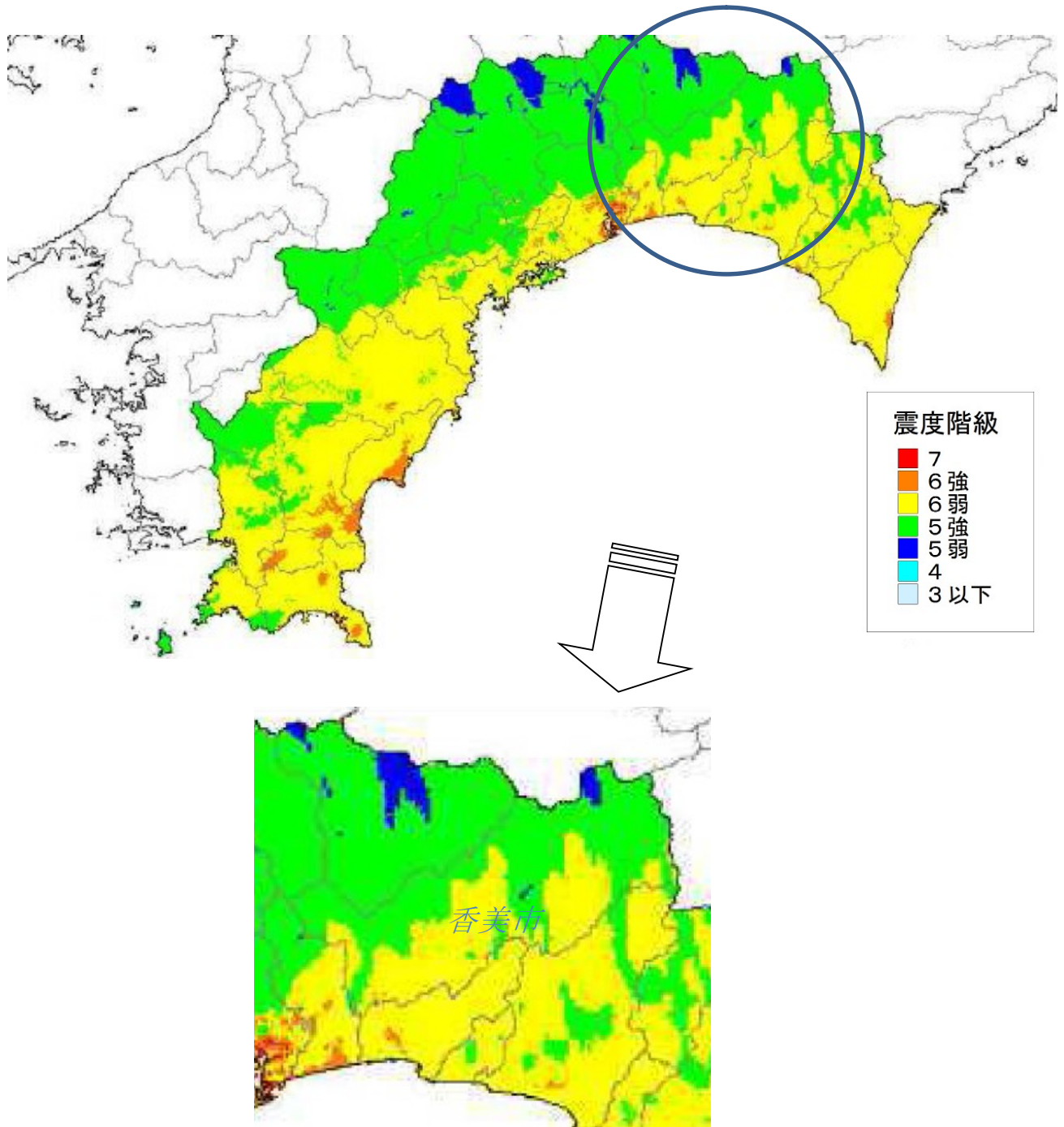


図 震度分布図

(2) 被害想定

県は、想定される地震から、建物及び人的被害の想定などを行っている。

主な概要は、次のとおりである。

ア 建物被害

地震による建物被害は、建物の構造や建築年代、地域の消防力、急傾斜地崩壊危険度ランク等を考慮し求めている。

全壊・焼失、半壊棟数

(単位：棟)

区 分	被害の要因				合 計	最大被害ケース
	液状化	揺 れ	急傾斜	火 災		季節・時間
全壊・焼失棟数	*	100	*	310	420	夏 12 時
半 壊	*	1,500	10	—	1,500	—

※ *は若干数を表している。

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

イ 人的被害

地震による人的被害は、建物被害と相関があり、揺れ（建物倒壊）によるもの、火災によるものが支配的である。

死者、負傷者数

(単位：人)

区 分	被害の要因					合 計	最大被災ケース
	建物倒壊		急傾斜	火 災	ブロッ ク塀		季節・時間
	(うち屋内 収容物移 動・転倒、屋 内落下物)						
死者数	10	*	0	0	0	10	冬深夜
負傷者数	290	20	0	10	0	290	冬深夜

※ *は若干数を表している。

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第4節 香美市防災会議

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第1章第4節「香美市防災会議」に準ずる。

第5節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第1章第5節「防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第6節 住民、事業者の責務

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第1章第6節「住民、事業者の責務」に準ずる。

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

- (1) 建築物、構造物の耐震化
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所、避難路の整備
- (3) 地域防災拠点施設の整備
- (4) 消防用施設及び消防用資機材等の整備
- (5) 消防活動を確保するための道路の整備
- (6) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- (7) 地震防災上改築又は補強を要する公民館等
- (8) 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池の耐震補強
- (9) 通信設備の整備
 - ア デジタル同報系防災行政無線の新設
 - イ デジタル移動系防災行政無線の新設
- (10) 老朽木造住宅密集地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場、その他公共空地又は建築物の整備
- (11) 第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28年～令和2年度）

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

1 地震に強いまちづくりの推進

大規模地震が発生した場合に被害が甚大となる要因の一つに、火災が同時多発し拡大化することがある。都市構造の形成を防災の観点からも見直しを行い、地震に強いまちづくりを推進する。

- (1) 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所、火災延焼遮断帯、防災活動拠点、緊急輸送道路となる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備を図る。
- (2) 市域の中心部など建築物の密集した火災延焼危険率の高い地域等において、建築物の耐震・不燃化による延焼防止を図り、防災に配慮した土地利用への誘導等大規模火災の防止対策を講ずる。

2 公共、公用施設の耐震化対策の推進

大規模な地震災害が発生した場合、災害応急対策を円滑に実施するためには、公共施設等の耐震性等を確保しておく必要がある。また、公共施設等は不特定多数に利用されるため、特に安全性の向上を図る必要がある。とりわけ、新耐震基準(昭和56年6月施行)制定以前に設計施工された公共施設等のうち、災害救助の拠点となる施設や避難・救援に必要な施設については、香美市耐震改修促進計画に基づき、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防ぐため、現行基準を満足していない建築物に対して、主として住宅及び不特定多数が利用する建築物の耐震診断及び耐震改修を促進する。

3 一般建築物の耐震化対策等の推進

地震による建築物の被災は、重大な人的被害の発生をもたらすとともに、火災の発生源ともなり、地震被害の軽減対策上その耐震性の確保は極めて重要である。このため、住民に対して、新耐震基準制定以前に施工された木造住宅等への耐震診断の必要性をPRし、建築物の災害予防知識及び建築基準法令の普及・啓発を図り、遵法精神の高揚に努めるとともに、建築確認申請時等において防火上及び耐震上の指導を行うなど建築物の耐震化について啓発を推進する。

その際、建築設備、天井材、ブロック塀、自動販売機、窓ガラス、屋内の家具等の転倒・落下対策についても周知を図る。

4 屋外広告物等の落下防止

道路管理者及び屋外広告物許可権者は、災害により落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物について、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。

5 ライフライン施設の耐震化対策の推進

上下水道、電気、ガス、通信施設が地震によって被害を受けると、日常生活や各種災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすため、主要設備の耐震化、液状化対策、耐水化を行い、設備の機能の確保を進める。そのため、地震時に備えた水道施設・設備の整備を促進し、漏水の未然防止、緊急時に対応可能な浄水・給水場の整備を図る。また、下水道処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設について、地震等で被災した際にも機能を保持する構造化を目指す。電気、ガス、通信施設については、関係する各事

業者と日ごろから情報交換を行い、その防災対策の現状を把握するとともに、必要に応じて防災対策の向上を要請する。また、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

さらに、各種ライフラインが寸断される不測の事態へ備えるため、飲料水や食料などの生活必需品の個人備蓄を推進するものとする。

6 火災予防対策及び防災拠点施設機能の整備推進

地震火災は同時多発する可能性があり、一方で、断水や道路の寸断等によって消防活動に障害が生じ、通常の火災よりも被害が拡大する可能性がある。こうした事態に備え、市及び消防本部は住民の火気取扱いに関する啓発、家庭への消火器具の普及等出火防止対策及び初期消火対策を推進するとともに、指定緊急避難場所等防災拠点における収容、情報収集・伝達、備蓄、応急救護等の機能の整備及び耐震性貯水槽の整備等による消防水利の整備を推進する。

7 危険物施設等災害予防の推進

地震により危険物施設等が損傷すると、飛散、漏洩、爆発、火災などにより、周辺住民のみならず広範囲にわたる被害をもたらすおそれがある。こうした事態に備え、危険物施設等の現況を的確に把握しておくとともに、消防本部と連携し、法令上の基準の遵守及び施設・設備等の耐震化に関する指導の徹底並びに自衛消防組織による訓練等の充実や防災関係機関との連携体制の強化を進める。

8 土砂災害予防の推進

急傾斜地等では、地震により土砂災害の発生が懸念される。このため、被害を最小限に食い止められるよう、災害防止事業を推進するとともに、次の対策に積極的に取り組む。

なお、市の災害危険箇所については付属資料を参照のこと。

- (1) 災害危険地域の現状把握とパトロールの実施
- (2) 住民への周知

9 文化財の耐震化の推進

文化財を地震から保護するため、年1回以上その管理状況（転倒・倒壊対策の状況、消防設備の整備状況）を調査し、これに基づき必要な措置を講ずる。

第2節 市の防災力の向上

1 迅速かつ円滑な災害対策本部体制確立のための環境整備

地震発生時には、まず来庁者及び職員の安全確保を図るとともに（勤務時間中に発災した場合）、災害対策本部を迅速かつ円滑に立ち上げ、各種災害応急対策を遂行する体制を整える必要がある。このため、あらかじめ次の点について対策を講ずる。

- (1) 来庁者及び職員の避難誘導マニュアルの作成及び訓練
- (2) 庁舎内ロッカー、キャビネット、自動販売機等の転倒・落下防止対策
- (3) 本部室（会議室）の備品等の備え
- (4) 停電時の自家発電装置の備え
- (5) 職員の食料、水、トイレ等の備え
- (6) 業務継続計画（BCP）の策定

2 職員の動員体制の整備

休日・夜間等勤務時間外に地震が発生した場合、的確な初動活動のためには職員を迅速に動員する必要がある。このため、動員配備表の配布や訓練等を通じて、動員配備基準の周知徹底を図る。

3 情報収集・伝達手段の整備

地震発生直後は、各現場、県等防災関係機関との間でさまざまな情報交換を行う必要があるが、携帯電話も含め一般加入電話の輻輳・途絶も想定される。こうした事態においても、適切な情報収集・伝達が行えるよう、あらかじめ次の点について対策を講ずる。

- (1) 防災行政無線（同報系・移動系）の整備
- (2) 災害時優先電話の指定
- (3) 各種無線運用方法の習熟（マニュアルの作成・訓練）
- (4) アマチュア無線技士との協力体制の整備

4 被害情報収集体制の整備

地震後の災害応急対策活動を迅速かつ的確に遂行するためには、まず、被害状況を適切に把握する必要がある。そこで、自主防災組織等を活用し、住民から被害情報を入手する体制を整備する等、適切な被害情報の収集体制を整える。

5 住民への広報体制の整備

地震後においては、二次災害防止の呼びかけ、避難情報のほか、安否情報、給水や物資配布、交通規制情報などさまざまな生活情報を住民に広報することが求められる。このため、住民への広報活動を適切に行えるよう、次の点について準備を行う。

- (1) 住民への情報伝達手段の充実
防災行政無線（同報系）、サイレン、インターネット、広報車等複数の情報伝達手段の充実
- (2) パソコンの整備
防災拠点及び指定避難所としている各学校のパソコンの整備（今後、教育用パソコンを災害時にも活用することができる体制を整備する。）
- (3) 広報誌（チラシ）の発行体制の整備

6 防災関係各機関・団体との連携強化

地震後の各種災害応急対策活動は、市及び防災関係機関・団体が連携して実施する。防災関係機関、団体と連携した活動が適切に行えるよう、あらかじめ次の点について準備を行う。

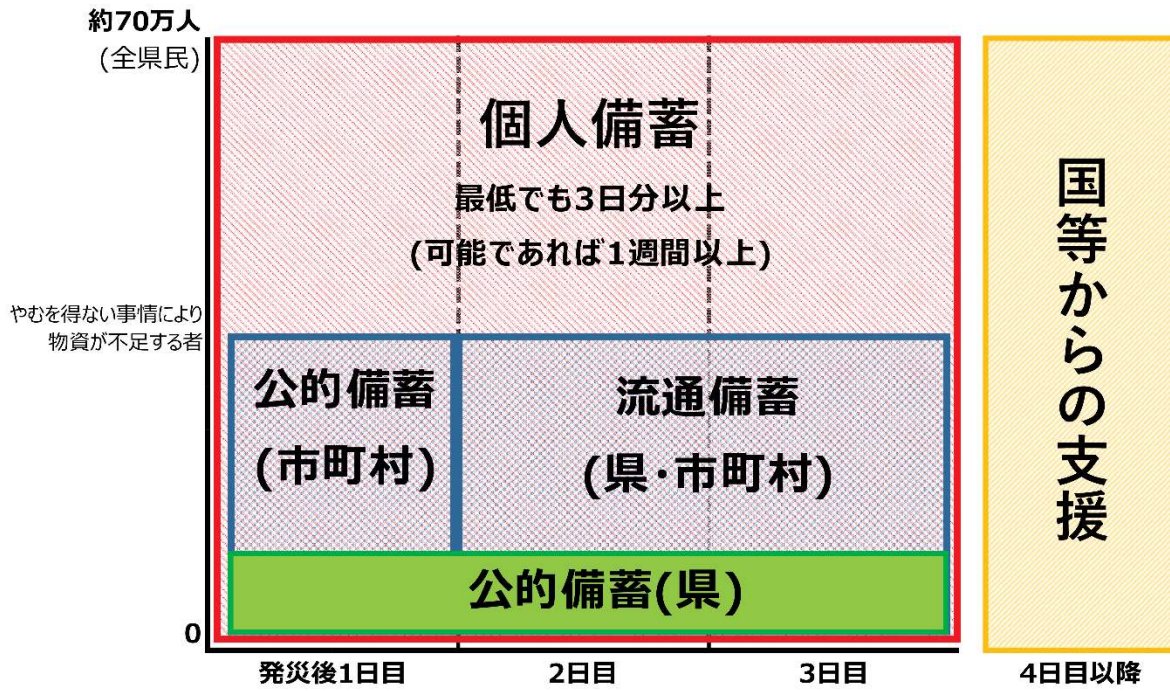
- (1) 協定等の締結
- (2) 定期的な情報交換の実施
- (3) 防災訓練の実施

7 物資・資機材等の備蓄の推進

大規模地震により多数の住民が被災した場合、飲料水、食料、生活必需品等生活関連物資や救出・救助用資機材が必要となる。そこで、迅速・的確に被災者への支援を行うことができるよう、県が実施した被害想定等に基づき、公的備蓄型・流通在庫備蓄型の両面から、今後、物資の備蓄整備を推進する。備蓄にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 公的備蓄のための備蓄倉庫の整備
発災時に迅速な供給を行えるよう、可能な限り地区ごとに分散して備蓄倉庫を整備する。その際、水害等の危険性がないよう十分配慮する。
- (2) 流通在庫備蓄のための協定等の締結
- (3) 季節性、地域特性に配慮した備蓄（ストーブ、扇風機等）
- (4) 要配慮者に配慮した備蓄（粉乳、おむつ、食べやすい食品、車イス等）
- (5) 集団生活に配慮した備蓄（プライバシーの確保のための仕切板等）
- (6) 時間の経過を考慮した備蓄（避難生活が長期化した場合に備えた生鮮食料品等の流通在庫備蓄体制の整備等）
- (7) 指定避難所等防災拠点を考慮した備蓄

備蓄目標（考え方）のイメージ



※県の公的備蓄：不測の事態に備え、水・食料・毛布の1日分の20%を備蓄
 県は広域自治体として、広域物資拠点の開設や、物資が不足している市町村への供給体制を立ち上げる。

出典：「高知県備蓄方針（令和3年6月改定）」

8 消防力の充実強化

地震時の消防活動を円滑に行えるよう、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」等に基づき、消防施設、消防水利等の充実に努めるとともに、次の観点から活動能力の向上に努める。

(1) 消防活動計画の整備

大規模地震時における消防機関の消火、救助・救急活動、広域応援活動等の消防活動計画を定めておく。

(2) 消防団の強化、活性化

現有消防力については、一般対策編第2章第10節「救助・救急体制の整備」及び第15節「消防団及び自主防災体制の整備」を参照のこと。

9 避難体制の整備

(1) 地震時において、本市で避難が必要な場合としては、概ね次の事態が想定される。

ア 住宅密集地で火災が発生し、延焼の危険がある場合

イ 土砂災害や堤防、ため池の決壊等の危険がある場合

ウ 住家が被害を受け、住居に危険がある場合

(2) 住民が適切に避難できるよう、次の点について避難体制の整備を図る。

ア 指定緊急避難場所、避難路、指定避難所、福祉避難所の指定・整備

イ 指定避難所の収容機能のほか、物資備蓄機能、応急救護機能、情報収集及び伝達機能等防災拠点としての機能に着目した施設の整備

ウ 指定緊急避難場所、避難路、指定避難所、福祉避難所の住民への周知

エ 指定避難所、福祉避難所の開設・運営管理体制の整備（マニュアル作成等）

10 医療体制の整備

地震により多数の負傷者が発生した場合、管内医療機関の稼働状況の把握、医療救護所の設置、医療救護チームの派遣要請・受入れ・重傷者の後方搬送、住民への広報等様々な活動が求められる。これらの活動を適切に行えるよう、次の観点から医療体制の整備を推進する。

(1) 医師団、医療機関との連絡体制の整備

(2) 医療救護チームの派遣要請・受入体制の整備（マニュアル作成等）

(3) 後方搬送体制の整備

(4) 被災医療機関への支援体制の整備（避難支援、給水等）

(5) 医療救護所の住民への周知

11 二次災害防止体制の整備

地震後には、余震等により家屋の倒壊、堤防やため池の決壊、土砂災害等の二次災害が懸念される。二次災害を防止するためには、地震後、住居や各危険箇所の危険性を把握し、必要に応じて応急措置や避難の措置をとる必要があるが、危険性の把握に当たっては、建築士、砂防技術者等専門技能者の協力が必要である。このため、これら専門技術者との連絡体制や活動体制をあらかじめ整備しておく。

12 要配慮者対策の推進

要配慮者が災害に見舞われると、その支援者を含めさまざまな障害に直面する。これらの人々を支援するため、次の観点から対策を推進する。

- (1) 安否確認体制の整備（避難行動要支援者台帳の作成等）
- (2) 地域での避難等支援体制の整備
- (3) 福祉避難所の指定及び周知

13 防災ボランティア活動の活性化のための環境整備

近年、ボランティア活動に関する認識も深まっており、防災の分野でも阪神・淡路大震災を契機に全国的に多様な取り組みが展開されている。防災ボランティア活動は、活動を通じて防災知識の習得や人的なネットワークの形成が図られる等、自らの防災力を向上させることにも結びつく。このため、次の観点から、防災ボランティア活動の活性化に向けた環境整備を推進する。

- (1) 防災ボランティア活動に関する普及啓発
- (2) ボランティアの活動拠点の整備

14 実践的な防災訓練の推進

市及び住民等の防災力を向上させ、防災関係機関・団体等との連携を強化するため、また、本計画の実効性の検証等防災上の課題を把握するため、定期的に広域訓練、総合防災訓練、情報収集・伝達や参集等の個別訓練、図上シミュレーション訓練の実施を推進する。

訓練項目の例として次のようなものがある（自主防災組織訓練及び防災ボランティア訓練を含む。）。

- (1) 避難情報の伝達訓練
 - (2) 災害対策本部設置訓練
 - (3) 非常参集訓練
 - (4) 情報収集訓練
 - (5) 消火、救助・救急訓練
 - (6) 医療救護訓練
 - (7) 避難訓練
 - (8) 初期消火訓練
 - (9) 応急手当訓練
 - (10) 要配慮者等へ配慮した訓練
- } 住民を対象

住民等が参加して行う避難訓練を実施する際には、高齢者や障害者等の要配慮者のニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるように努めるとともに、男女のニーズの違い等、多様な視点に十分配慮するよう努める。

15 防災知識を深めるための取り組み

- (1) 防災関係者の研修

職員を対象に、地震及び津波に関する研修を毎年実施し、人材の育成を図る。

- (2) 防災教育の実施

南海トラフ地震を経験する可能性が高い世代への防災教育を推進し、その取り組みを家庭、地域へと広げていく。

(3) 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や防災文化を確実に後世に伝えていくため、映像を含めた各種資料を広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(4) 防災に関する啓発

住民に対し、強い揺れや長い揺れを感じた時は迷うことなく、自ら率先して避難行動を取る等、避難に関する知識を身に付けてもらうように啓発する。

(5) 危険物を有する施設等における防災研修

危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進する。

第3節 住民等の自主防災力の向上

1 各家庭・事業者の自主防災力の向上

地震から自らの生命・財産を守る基本は、各家庭、事業者での自主防災力の向上である。市は、自主防災力の向上を図るため、啓発や防災訓練に関し効果的な手法を検討し、対策を実施していく。事業者については、防火管理業務の指導等も合わせ被害の発生・拡大防止を図る。

家庭に求められる自主防災力向上対策は、次のとおりである。

(1) 家庭での危険防止対策の実施

- ア 家具の固定
- イ 落下物の防止
- ウ 家屋の耐震化（診断結果、補強等）・不燃化
- エ 家屋周辺の危険性の把握
- オ 感震ブレーカー、住宅火災警報器等の設置

(2) 家庭備蓄の実施

- ア 消火器、バケツ等の消火用具
- イ のこぎり、バール等の救出用具
- ウ 救急医療セット等の医療用品
- エ 食料、水、燃料（最低3日分以上（可能であれば7日分以上））
- オ 衣服、毛布等の生活用品
- カ 懐中電灯等の照明用品
- キ ラジオ等の情報収集用品
- ク その他各家庭の実情に応じた品目（ミルク、めがね等）

(3) 防災知識及び対処方法の理解と習得

- ア 地震の知識（発生メカニズム、「震度」と「マグニチュード」の違い、余震への対応等）
- イ 地震発生時の対処方法（初期消火、救出・救護等）
- ウ NTT災害用伝言ダイヤル『171』の利用方法
- エ 非常時の家族の指定緊急避難場所や連絡方法の確認
- オ 緊急速報メールによる確認

(4) 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や防災文化を確実に後世に伝えていくため、家庭や事業者内で話し合う等による伝承に努める。

2 地域の自主防災力の向上

自主防災力は、地域ぐるみで高めていくことで組織的な力を発揮できるようになる。このため、自主防災組織の組織化を促すとともに、自主防災組織の活動能力の向上を図るため、リーダーの養成、活動マニュアルの作成、資機材の整備、備蓄場所の確保、防災訓練等に関し、積極的に支援していく。

また、日ごろの自治会活動を通じて、ビデオ、防災パンフレットの活用や研修会の実施などにより防災意識の啓発を図る。

3 要配慮者の自主防災力の向上

要配慮者が災害に見舞われると、その支援者も含めさまざまな障害に直面する。外部からの支援が始まるまでには相当の時間を要すると考えられることから、それまでの間、自力で対処できる能力を高めていく必要がある。

福祉関係者及び要配慮者自身と協働で、要配慮者及び避難行動要支援者の自主防災力の向上に向けた対策を講じていく。

4 小中学校及び要配慮者関連施設の自主防災力の向上

児童生徒、乳幼児、要介護高齢者、身体障害者、傷病者等が集まる小中学校及び要配慮者利用施設が地震によって大きな被害を受けると、多くの人的被害が発生するおそれがある。このため、市は、各施設の管理者等に対し、地震発生時に的確な対応が図れるよう、消防計画や防災計画の作成、見直し、防災訓練の定期的な実施について指導する。

5 小中学校における防災教育の推進

児童生徒に対する防災教育は、児童生徒自身の自主防災力を高めるばかりでなく、将来的に災害に強い人材を育てていくという意味でも重要である。

地震災害に関する知識を深め、地震への対応力を高めるため、各教科、総合学習、特別活動の指導における副読本等教材・資料の作成、避難訓練、応急処置など、児童生徒の発達段階や学校等の実態に応じた防災教育に取り組む。

第4節 沿岸被災地に対する支援力の向上

南海トラフ地震では、沿岸の市町村が甚大な津波災害を受けることが想定されるため、本市の特性を活かし、これら被災した市町村を支援することで地域の「命を守る」「命をつなぐ」等に貢献する。

そのため、本市の防災力及び住民等の自主防災力を高め、いち早く支援者となることに取り組む。沿岸市町村の被災状況を考慮した以下の取り組みを進める。

- (1) 県及び沿岸市町村、防災関係機関・団体との継続的な協議実施
- (2) 防災活動拠点の活用、行政機能代行等の検討
- (3) 指定緊急避難場所についての沿岸市町村への広報
- (4) 指定避難所収容能力の向上
- (5) 医療救護所の能力向上
- (6) 沿岸市町村と協力した備蓄量の確保
- (7) 応急仮設住宅用地の確保
- (8) その他、沿岸市町村の支援に関すること
- (9) 県内消防相互応援協定に基づく消防活動の実施

第5節 南海トラフ地震対策臨時情報に対する防災対応

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン」(国のガイドライン)と「南海トラフ地震臨時情報」発表時における住民事前避難の検討手引き(県の手引き)を基に住民避難やその啓発、事前対策を講じることで被害の軽減につなげる取組を実施する。

- 1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策
(第1編「一般対策編」第3章第1節及び本編第3章第1節を参照)

南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された際には、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達に努めるとともに、災害発生に備え応急活動体制をとる。

【職員の参集・配備基準】

(第3章第1節第3「動員計画」を参照)

- 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に対する災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、1週間、後発地震に対して警戒する措置をとり、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(1) 職員の参集・配備基準

(第3章第1節第3「動員計画」を参照)

(2) 事前避難対象地域

市が事前に避難しておくことが望ましいとしてあらかじめ定めた地域(以下「事前避難対象地域」という。)に対しては、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。

○ 事前避難対象地域

- ・ 耐震性の不足する住宅の居住者
- ・ 土砂災害警戒区域(種別:急傾斜地の崩壊)の斜面際から距離が概ね10m

(3) 住民への周知

- ① 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係する事項について防災行政無線、ホームページ、登録制メール、SNS等を駆使し周知する。
- ② 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を周知する。

(4) 避難対策等

① 地域住民等の避難行動等

ア 地震発生時に発生する土砂災害は、人的被害の発生リスクが高い地域を絞り込むことが困難であることから、住民が避難する場合は、安全な親戚・知人宅等への避難を促すことを基本とする。

イ 避難所が開設された場合は、安全にかつ速やかに事前避難が実施できるよう、避難場所から避難所に移動するタイミングや、開設する避難所、避難経路、避難実施責任者等避難実施に係る具体的な検討を行う。

ウ 事前避難対象地域内外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

- ② 避難所の運営(第1編「一般対策編」第3章第7節5「指定避難所の運営」を参照)

(5) 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導や消火活動が迅速且つ円滑に行われるよう対策を講じる。

(6) ライフライン等の対策（第1編「一般対策編」第2章第5節を参照）

必要なライフラインの供給体制を確保する。その際、後発地震に備えて、必要がある場合は、実施する措置を定める。

(7) 学校・保育園の対応

① 小中学校

休校とする。

② 保育園

企業活動が行われる場合があるため、休園としないが、通常の受け入れとは異なる場合がある。

(8) 交通対策

① 道路

ア 市は、道路管理者等との調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報をあらかじめ情報提供する。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知する。

② 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のために、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

(9) 市が管理等を行う施設等に関する対策

① 不特定多数の者が出入りする施設（第1編「一般対策編」第2章第9節5（1）を参照）

② 災害応急対策の実施上重要な建物に関する措置（第1編「一般対策編」第2章第9節5（2）を参照）

③ 公共土木施設等の対策

ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置を行う。

イ 河川について水門の閉鎖手順の確認を行う。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに下記の期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

- ・ 南海トラフ沿いの想定震源内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生し、巨大地震注意が発表された場合は1週間
- ・ 南海トラフ沿いの想定震源内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべり変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間

(1) 職員の参集・配備基準（第3章第1節第3「動員計画」を参照）

(2) 事前避難対象地域

市が事前に避難しておくことが望ましいとしてあらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）に対しては、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。

○ 事前避難対象地域

- ・耐震性の不足する住宅の居住者
- ・土砂災害警戒区域（種別：急傾斜地の崩壊）の斜面際から距離が概ね10m

(3) 住民への周知

- ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係する事項について防災行政無線、ホームページ、登録制メール、SNS等を駆使し周知する。
- ② 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(4) 学校・保育園の対応

① 小中学校

原則、休校とする。

② 保育園

企業活動が行われる場合があるため休園としないが、通常の受け入れとは異なる場合がある。

(5) 市が管理等を行う施設等に関する対策

施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 組織体制

1 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

ア 災害対策本部の設置基準

災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合で、市長が総合的な応急対策を必要とすると認めたときは、香美市災害対策本部を設置する。災害対策本部の設置基準は次による。

香美市災害対策本部設置基準

地震の場合
○ 震度5弱以上の地震が発生したとき
○ その他、本部を設置し、総合的応急対策を行う必要があると認めたとき

イ 災害対策本部長

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は市長とする。

ただし、市長による指揮・監督が困難な場合、又は市長が不在で直ちに連絡が取れない場合には、次のとおり本部長の職務を代理する。

市長不在の場合における本部長職務の代理順位

第1順位：副市長
第2順位：教育長
第3順位：総務課長
第4順位：防災対策課長又はその他の課長

ウ 災害対策本部の設置要請

本部員の命を受けている者（以下「部長等」という。）が本部設置の必要があると判断したときは、市長に本部の設置を要請することができる。

非常事態にあつては、直ちに本部の設置を行い、事後速やかに市長の承認を得る。

(2) 事務局

災害対策本部の事務局は防災対策課に置く。災害対策本部における迅速な意思決定のための情報収集及び提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図る。

(3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、次の場所を設置場所とする。また、市役所、各支所が被災した場合は、被害の状況に応じて次のように対応する。

災害対策本部の設置場所

設置場所	市役所3階会議室
庁舎が被災した場合	市役所敷地内に仮設本部を設置

(4) 災害対策本部の開設及び運営上必要な資機材等の確保

(5) 標識の掲示

本部の標識を災害対策本部を設置する施設（本庁又は代替施設）の正面玄関及び本部室前に掲示する。

(6) 災害対策本部の解散

本部長は、市の地域に災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部の解散を決定する。

なお、災害対策本部廃止後も、継続して行う各班の災害対応事務については、平常時の事務分掌に基づいて各課への事務の引継ぎを行う。

(7) 災害対策本部の設置又は解散についての通知

災害対策本部を設置又は解散した場合、防災対策課長は次に掲げるもののうち必要と認めたものについて、電話その他適当な方法により通知する。

災害対策本部の設置又は廃止の報告・通知・公表先

報告・通知・公表先	担当者	報告・通知・公表方法
市役所内各対策部	防災対策課長	庁内放送・庁内電話・口頭その他迅速な方法
香北・物部各支所	防災対策課長	庁内電話・FAX・口頭
消防本部	防災対策課長	庁内電話・FAX・口頭
南国警察署	防災対策課長	電話・FAX・口頭
高知県 危機管理・防災課	防災対策課長	電話・高知県防災行政無線電話・FAX 高知県総合防災情報システム
報道機関	総務課長 (広報広聴班)	電話・FAX・口頭又は文書 高知県総合防災情報システム
住民	総務課長 (広報広聴班)	広報車・報道機関・口頭・その他迅速な方法

2 現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置

本部長は、次に示す基準により、現地災害対策本部長を指名し、現地災害対策本部を設置する。

- 被害が局地的で、被災地域における救援・救助・復旧対策を総合的かつ臨機応変に指揮する必要があると認めるとき
- 地震による地盤災害の発生するおそれがあり、迅速かつ適切な避難情報の決定・通報並びにその他の救援・救助措置を行うために必要と認めるとき

(2) 現地災害対策本部の設置場所

現地災害対策本部の設置場所は次のとおりとする。

拠点名	設置場所
現地災害対策本部	災害現場近くの公共施設等

(3) 組織

現地災害対策本部には、現地災害対策本部長、本部員及びその他の職員を置き、災害対策本部長が指名する者をもって当てる。

(4) 委譲権限

本部長は現地災害対策本部長の指名に当たって、次の権限を委譲する。

ア 現地災害対策本部所管地域の避難情報の発令、警戒区域の設定

イ 現地災害対策本部所管地域の人的かつ物的応急公用負担

3 警戒本部

副市長は、次の場合に警戒本部を設置し、警戒体制を配備する。

○ 市域において、震度4の地震が発生したとき

(1) 警戒本部の組織

警戒本部の組織は次表による。

警戒本部長	警戒本部副部長	本部員
副市長	防災対策課長	総務課長 福祉事務所長 建設課長 環境上下水道課長 農林課長 教育次長 消防長 香北支所長 物部支所長

※ 留意事項

ア 本庁と支所の体制は、所管する区域の被害発生の状態及び程度により決定するので、必ず一致するものではない。

イ 本庁管内では災害が発生していない場合、又は本庁管内においては災害体制の配備は必要ないが支所管内においては災害体制が必要な場合、本庁の体制は、災害の発生している当該支所において十分な災害対応を行うために必要な支援を行うことができる体制をとる。

(2) 警戒本部の活動

警戒本部長は、配備した要員をもって、情報の収集と連絡、住民等からの通報に基づき、現地確認等の警戒活動に当たる。また消防署・消防団と密接に連携し、軽微な災害が発生した場合は協力して応急措置を行う。

(3) 災害対策本部への移行

警戒本部長は、被害状況により災害対策本部の設置が必要と判断した場合、市長に状況を説明し、設置を要請する。市長は、必要と認めたときは、災害対策本部の設置及び配備体制を決定する。

(4) 警戒本部の解散

警戒本部長は、次の場合において、警戒本部を解散し、その旨を各関係機関へ連絡する。

ア 市域に被害がなく、警戒の必要がなくなったと判断した場合

イ 災害対策本部が設置された場合

第2 災害対策本部の組織・運営

本部の組織及び運営は、災害対策基本法、香美市災害対策本部条例の規定に基づき、本計画の定めるところにより行う。

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第1節第2「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。

第3 動員計画

1 職員の配備体制

地震が発生した場合における、市職員の配備体制及び設置基準は次による。

職員の参集・配備基準

本部	配備体制	自動参集基準	配備基準 (職員招集基準)	配備する職員		
				本 庁	香北・物部支所	①責任者 ②配備の指示者
一	注意体制	香美市で 震度 3	高知中央で、震度 3 以上の地震が発生したとき、または高知県に南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき	防災対策課	市民生活班	①防災対策課長 ②市長
警戒本部	震災第1配備	香美市で 震度 4	高知中央で、震度 4 以上の地震が発生したとき、または高知県に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表されたとき	警戒本部長・警戒本部副部長及び本部員		①警戒本部長 (副市長) ②市長
災害対策本部	震災第2配備	香美市で 震度 5 弱	高知中央で、震度 5 弱以上の地震が発生したとき	災害対策本部長・災害対策副本部長・対策部長・対策副部長・班長	震度 4 で参集している職員のほか係長以上	①災害対策本部長 (市長) ②災害対策本部長 (市長)
	震災第3配備	香美市で 震度 5 強	高知中央で、震度 5 強以上の地震が発生したとき	震度 5 弱で参集している職員のほか係長以上	全職員	①災害対策本部長 (市長) ②災害対策本部長 (市長)
	震災第4配備	香美市で 震度 6 弱以上	高知中央で、震度 6 弱以上の地震が発生したとき	全職員		①災害対策本部長 (市長) ②災害対策本部長 (市長)

※ 各支所に配置されている課・分室の職員は全て支所に自動参集することを基本とする。

※ 被害の状況に応じて、人員不足が生じた場合は必要な職員を招集する。

※ この表においての係長とは、職務上における役職とする。

※ 高知中央とは、香美市、高知市、南国市、香南市、土佐市、須崎市、いの町、日高村を含む地域。

発災時における主要活動業務（時系列）

活動業務	活動の主な時期	活動組織		30分以内	24時間以内	24時間以降
		本庁	香北・物部支所			
※地震後30分以内の活動						
災害対策本部の立ち上げ及び庁舎内の安全確保		事務局、各部	各班	●		
概括的な被害情報の収集・伝達		事務局、各部	各班	●		
住民への注意呼びかけ		各部	各班	●		
報道機関への情報提供		広報広聴班		●	●	●
※地震後概ね24時間以内に開始する活動						
被害情報の収集・伝達		事務局、各部、各班			●	●
住民への広報・報道対応		広報広聴班			●	●
医療救護（負傷者の発生状況及び医療機関の稼働状況の把握）		消防部、医療救護班、学校教育班、福祉班			●	●
二次災害の防止		建設部			●	●
重要道路の確保		建設部			●	●
要配慮者の安全確保		福祉班、学校教育班、幼保支援班、保育所班			●	●
児童生徒の安全確保		教育部			●	●
災害救助法の適用		福祉班			●	●
消防活動（発災後30分は火災のみに対応）		消防部		●	●	●
救助活動		消防部			●	●
避難誘導		消防部、建設部、産業振興部			●	●
指定避難所、福祉避難所の設置・運営		避難所対応班、学校教育班、福祉班			●	●
給水		上下水道班（上水道班）			●	●
食料、燃料、生活必需品等の確保、供給		管財班			●	●
遺体の搜索		消防部			●	●
遺体の埋火葬の手続き		市民班			●	●
遺体安置所の開設		福祉班			●	●
※地震後概ね24時間以降に開始する活動						
し尿の処理及び廃棄物の収集処理		環境班				●
保健衛生・防疫		環境班、医療救護班				●
文教対策		教育部				●
住宅対策		福祉班、土木班				●
産業対策（農林業・商工業）		産業振興部				●
ボランティアの受入れ		福祉班				●
生活再建支援のための情報提供・相談受付		福祉班				●
り災証明書の発行		被害調査班、農政班、商工観光班、消防部（消防本部）				●

活動業務	活動の主な時期	活動組織		30分以内	24時間以内	24時間以降
		本庁	香北・物部支所			
被災者生活支援金の支給		福祉班				●
税の減免等		被害調査班				●
公共施設等の災害復旧・復興		土木班、林政班、学校教育班、 幼保支援班、上下水道班				●

2 職員の動員

(1) 招集・連絡

ア 勤務時間内における動員配備

勤務時間内に市域の震度4以上の地震が発生した場合には、市長の指示により配備体制を決定し、庁内放送等を通じて連絡、指示する。

【庁内放送の文例】

ただいま〇〇〇を震源地とした地震が発生しました。本市の震度は〇でした。
震災第〇配備を設置します。職員は傷病者がいないか確認し、直ちに行動してください。
各課長は〇〇へ至急集合してください。

イ 勤務時間外における動員配備

職員は、地震を感じたときは、ラジオ、テレビ等により本市の震度に関する情報を確認し、動員配備基準に基づいて直ちに自動参集、または、「職員招集基準」により招集される。

職員は、参集途中の被害状況を把握し、登庁後は事務局に報告する。

(2) 勤務時間外において所定の場所に参集できない職員の対処

状 況	対 処
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の状況（道路の閉塞、通行状況やバス、鉄道の運休等）により、所定の参集ができない場合 ○ 勤務する庁舎への参集に1時間以上要すると判断される場合 	最寄の市の施設（本庁、支所）に参集し、所属長の指示があるまでは、その施設の責任者の指示に従って災害対策に従事する。
○ 災害の状況（道路の閉塞、通行状況やバス、鉄道の運休等）又は本人若しくは家族の負傷等、その他やむを得ない事情により、いずれの施設にも参集できない場合	何らかの手段をもって、その旨を所属長又は最寄の市の施設へ連絡する。

(3) 配備に対する職員の心構え

ア 配備体制及び自己の任務の習熟

全ての職員は、防災対策要員であることを認識し、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分に習熟しておくこと。

イ 配備命令がない場合

職員は、地震が発生したときは、配備命令がない場合であっても、状況によっては、所属長と連絡をとり、進んでその指揮下に入るように努め、また自らの判断で速やかに部署に自主的に参集し、防災活動に従事すること。

(4) 職員の配置

各対策部長は、香美市災害対策本部所掌事務に基づき、職員の参集状況に応じて、次の点に配慮して班組織の編成及び職員の配置を行う。なお、災害の状況により配備体制以上の職員が必要と認められる場合は、各対策部長は各班長を通じて職員を招集し、配置する。

【職員配置を行う上での配慮事項】

- 災害に対処できる配置であること
- 災害対応の長期化に備え、職員の交代勤務などの措置が考慮されていること
- 非常配備体制に移行できる措置であること
- 総務部総務班を通して、他部への応援の要請、派遣を行うこと

3 労働力の確保

災害応急対策を実施するにあたって、市職員の動員のみでは労力的に不足する場合、次のとおり労働力を確保する。

(1) 従事協力命令

市長は、災害応急対策実施のため人員が不足し、緊急にその確保の必要が生じた場合は、住民等に従事命令・協力命令及び保管命令を発し、労務の提供を求めることができる。

対象事業	区分	執行者	根拠法令
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	市長	災害対策基本法第65条第1項
		警察官	災害対策基本法第65条第2項
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令 協力命令	県知事	災害救助法第7、8条
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	県知事 (市長)	災害対策基本法第71条第1項
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官	警察官職務執行法第4条
水防作業	従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第24条
消防作業	従事命令	消防吏員 消防団員	消防法第29条第5項

ア 従事命令等の執行

- (ア) 従事命令等の執行に際しては、必要最小限とする。
- (イ) 従事命令等の執行に際しては、法令等に定める令書を交付する。

イ 損害賠償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事し、そのことによって死亡あるいは負傷し、若しくは疾病等にかかった人又は遺族に対する補償は、次の法律に基づき行う。

- (ア) 災害対策基本法第84条
- (イ) 消防法第36条の3
- (ウ) 災害救助法第18条
- (エ) 水防法第45条
- (オ) 警察官の職務に協力援助した人の災害給付に関する法律

第2節 災害情報の収集・伝達

地震災害発生時において応急対策を効果的に実施するため、関係機関及び住民等に対し迅速かつ適切な各情報等の伝達を行うための連絡体制、地震情報、被害情報その他の災害情報の収集・伝達を行うための体制について定める。

1 情報連絡体制の確立

市域において震度4以上の地震が発生したときは、市は直ちに電話、FAX、防災行政無線等の通信機器の緊急点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合には応急復旧等の措置を講じて、市内の連絡及び、県、消防、警察、ライフラインその他の防災関係機関との情報連絡体制を確立する。

(1) 通信施設・設備の機能確認等

市の各対策部（各課）は、災害発生後、所管する通信施設・設備の機能回復に努める。

ア 通信施設・設備の機能確認

- (ア) 電話・FAX等の機能確認
- (イ) 無線設備の機能確認
- (ウ) 市内ネットワーク等の通信施設の機能確認

イ 一般電話・防災行政無線が機能しない場合の措置

- (ア) 衛星携帯電話の利用
- (イ) 伝令による連絡

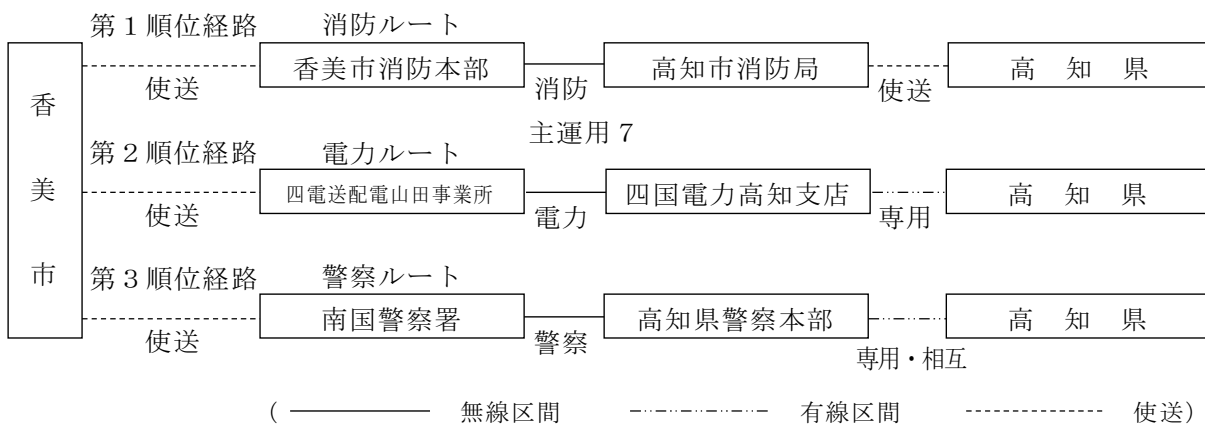
(2) 非常通信手段の活用

本市と高知県との間における非常通信計画は次のとおり。

ア 通常確保されているルート

香美市 (本庁・支所)	公衆回線 088-823-9320 FAX 088-823-9253	高知県 (災害対策本部)
	地上系無線 8001-2180 FAX 800-700	
	総合防災情報システム（所定の災害報告及びメール機能）	

イ 非常通信ルート



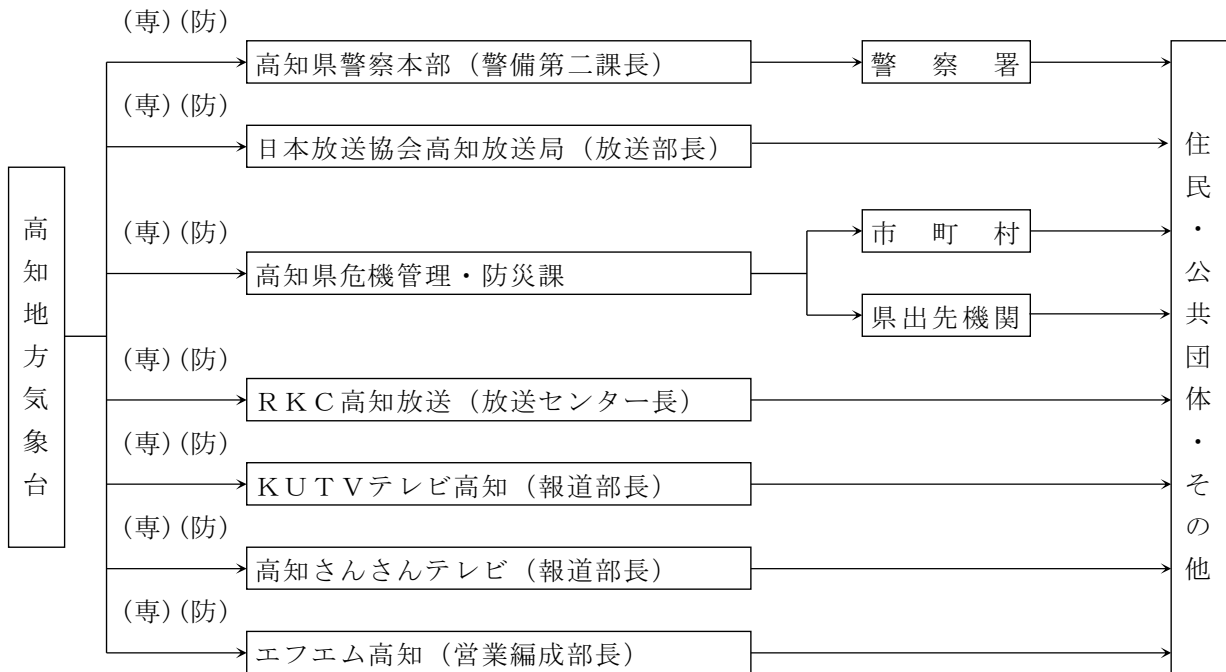
ウ 関係機関電話番号

高知県災害対策本部 (危機管理・防災課)	088-823-9320
香美市防災対策課	0887-52-8008
香美市消防本部	0887-53-4176
高知市消防局	088-822-8151
四国電力送配電山田事業所	088-826-8325
四国電力高知支店総務課	088-822-9211
南国警察署	088-863-0110
高知県警察本部災害対策室	088-826-0110

2 地震情報の伝達

(1) 住民への地震情報の伝達

地震情報は次の通報伝達システムにより住民に周知する。



(防)：防災行政無線

(専)：専用線 (※F ネットを含む：NTT のファクシミリ通信網サービス。主にFAX専用を使用するための回線)

3 情報の収集

(1) 地震情報の収集

市域において災害の発生が懸念されるような大きな地震を覚知したときは、災害対策本部及びその他の防災関係機関は、速やかに次の情報を収集する。

- ア 市内で観測された震度
- イ 震源位置
- ウ 地震の規模
- エ 震度分布状況

(2) 概況調査

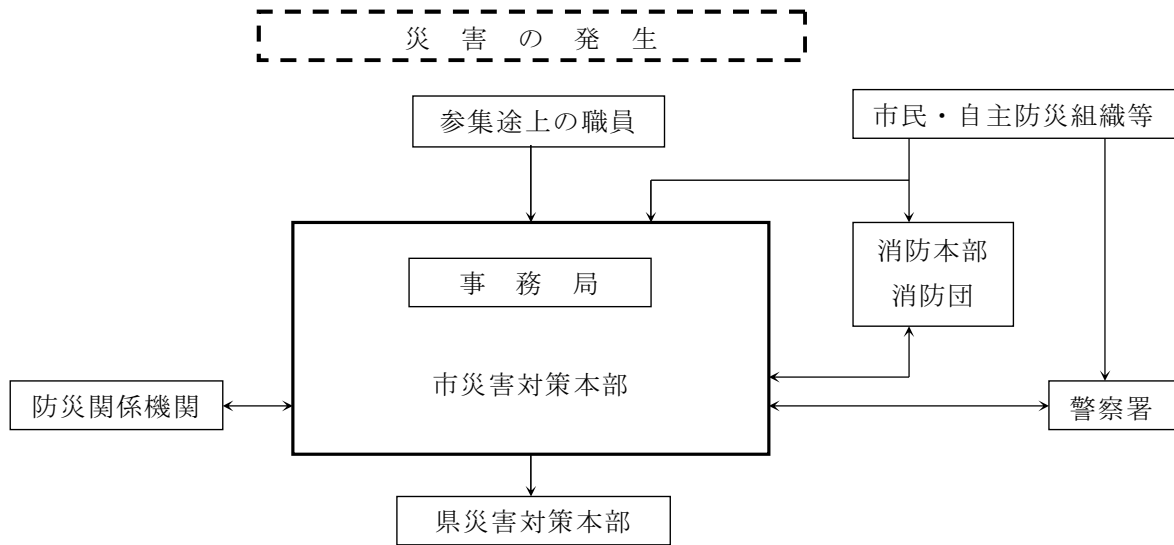
各班は、地震発生後直ちに参集し、所管する施設の被害調査を実施し、本部班に報告する。本部班は得た情報を適時、県、警察署、消防署、防災関係機関に報告し、情報の共有化を図る。概況調査は、初動期において市が行う応急対策活動と住民等の行う自助・共助活動への情報提供を目的として実施するものであり、限られた人員と時間の中で迅速に被害の概況を把握し得るよう、各班が創意工夫して実施する。

概況調査における情報収集項目

情報の種類	情報収集担当	情報の集約
人的被害	市民生活部 警察署、消防部	本 部 班
建物被害	総務部、建設部、消防部	
公共土木施設被害 農地・農業用施設被害 林業用施設・林道被害	建設部	
教育・福祉施設被害	教育部、市民生活部	
農林・商工関係被害	産業振興部	
上水道・下水道施設被害	上下水道部	
電気・ガス・通信・ 鉄道施設被害	各防災関係機関の市内出先機関	

(3) 概況調査結果の整理・報告

災害直後の情報収集体系



ア 情報の集約

各対策部は、収集した情報を、①情報源別、②地域別、③被害種別等にとりまとめ本部班に報告する。

情報のとりまとめに際しては次の点に留意する。

【概況調査のとりまとめにおける留意事項】

- (ア) 災害の全体像の把握
- (イ) 被害の確認・未確認区分の明確化
- (ウ) 情報の確認・未確認区分の明確化

イ 県への報告

本部班は集約された被害情報を遅滞なく県へ報告する。

(4) 各種被害調査

ア 被害家屋数の推定

被害家屋数が災害救助法の適用基準となる滅失世帯数に達すると推定される場合、迅速に災害救助法の適用を申請することが求められる。被害調査班は、市内の震度分布及び火災の発生状況等に基づき、サンプリング調査を実施し、被害家屋数を推定する。この結果が、災害救助法の適用基準を満たす場合は、直ちにその適用を申請する。

イ 各種被害状況等の調査

各対策部、各防災関係機関は、次の被害情報について調査・収集し、本部班に報告する。

情報収集の項目と担当班（詳細調査）

調査事項

調 査 事 項			情報収集の担当部・班	情報の集約
被災状況	人的被害	死者	市民班	本部班
		傷病者	福祉班	
		行方不明者	医療救護班	
	建物被害	住家被害	土木班	
		非住家被害	被害調査班	
	公共土木施設被害 農地・農業用施設被害 林業用施設・林道被害	公共土木施設被害 (道路・河川・橋梁等)	土木班	
		農地・農業用施設被害	土木班・農政班	
		林業用施設・林道被害	土木班・林政班	
	教育施設被害	教育施設被害	教育部	
	福祉施設被害	福祉施設被害	福祉班	
	農林・商工関係被害	農林、商工施設被害	産業振興部	
	指定避難所被害	施設被害	避難所対応班	
	サービス等の状況等	医療機関の状況	市内医療機関の被害	
ライフラインの状況		水道の被害	上下水道班	
		下水道の被害	上下水道班	
		電力供給の状況	本部班	
		ガス供給の状況		
		通信の疎通状況		
公共輸送機関の運転状況		鉄道	本部班	
	バス			

(5) 情報のとりまとめ

本部班は、各対策部、各班、防災関係機関が調査・収集した被害情報を、次の点に留意してとりまとめる。

- ア 市全体の被害状況
- イ 現在の災害の進行状況
- ウ 被害箇所の復旧状況
- エ 未確認の情報等

4 被害情報の報告

市長は、災害対策基本法第53条第1項及び消防組織法第4条第2項第21の規定に基づき、被害の具体的な状況を県に報告する。

(1) 報告の種類

ア 緊急報告

市長は、次の区分により第1報を原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

報告基準	報告先
高知県中部で震度4以上を記録した場合	高知県
高知県中部で震度5強以上を記録した場合	高知県、消防庁

【高知県連絡先】

非常通信計画のとおり。

【消防庁連絡先】

回線別	区分	平日（9：30～17：45）	左記以外
		※応急対策室	※宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	TN-048-500-7527	TN-048-500-7782
	F A X	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

イ 中間報告

被害の拡大に伴い被害状況を調査し、集計の都度報告を行う。

ウ 確定報告

応急措置が完了し、被害が確定したときにおいて、速やかに報告を行う。

(2) 報告する事項

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域

エ 被害の状況

オ 災害に対してすでにとった措置及び今後とろうとする措置

カ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

キ その他必要な事項

第3節 災害広報

地震発生前から生活再建時期までに災害関連情報を住民に迅速かつ的確に伝達するため、報道機関との連携、広報誌の発行など効率的な広報活動を実施する。

1 広報活動

(1) 広報体制

ア 防災関係機関との連携

災害対策本部は、防災関係機関と連携して、地震情報等による避難情報等、住民の身体・財産に係る緊急広報を実施する。

イ 災害対策本部に対する情報提供

各対策部は、定期的に災害対策本部に対して、災害情報、生活関連情報等を報告する。

ウ 各対策部に対する情報提供

本部班は、報告を受けた情報を整理し報道機関に対する災害報道発表資料を作成するとともに、各対策部への情報提供を行い情報の共有化を図る。

エ 報道機関、各対策部に対する情報提供

広報広聴班は、報道機関への情報提供、会場及び発表時間等の調整その他報道対応全般に関することを実施する。

(2) 広報内容

災害時に住民の求める情報は、時間の経過とともに変化し、被災者を取り巻く状況も刻々と変化していくことから、概ね次の区分により迅速かつ的確な情報収集、広報を行う。

時期	広報の内容	主な実施機関・市担当班
初動活動期	地震情報	本部班
	要配慮者等対策	福祉班・避難所対応班・医療救護班・広報広聴班
	避難誘導、避難情報	警察署・消防部・福祉班
	指定避難所の開設・運営	避難所対応班・学校教育班・生涯学習班・市民生活班
	被害状況や危険箇所の情報	土木班・農政班・林政班・広報広聴班・消防部・警察署、上下水道部
応急活動期	巡回救護の実施	医療救護班
	心のケア	医療救護班
	緊急輸送道路及び交通規制	広報広聴班・土木班・警察署
	上水道の応急・復旧対策	上下水道班（上水道班）
	下水道の応急・復旧対策	上下水道班（下水道班）
	飲料水・生活水の供給	上下水道班（上水道班）・管財班
	食料の供給	管財班・福祉班・避難所対応班・市民生活班
	生活必需品の供給	管財班・福祉班・避難所対応班・市民生活班
	衛生・防疫	環境対策班・保健所
	生活ごみの処理	環境対策班・保健所
	建築物の修理・解体・応急仮設住宅の募集	福祉班・広報広聴班

(3) 広報の方法

ア 報道機関との連携

災害発生直後は、主に報道関係機関と連携し、迅速な広報に努める。

イ 報道機関に対する情報提供

収集した災害情報や市の対策の重要事項を報道機関に発表し、情報提供に努めるとともに、迅速的確な報道について協力を得る。

ウ 広報車、防災行政無線による広報

災害の状況に応じて、必要地域へ防災行政無線や消防無線による広報を行うとともに、広報車による広報を実施し、特に必要が認められる地域に対しては、職員を派遣し広報を行う。

エ 広報紙等による広報

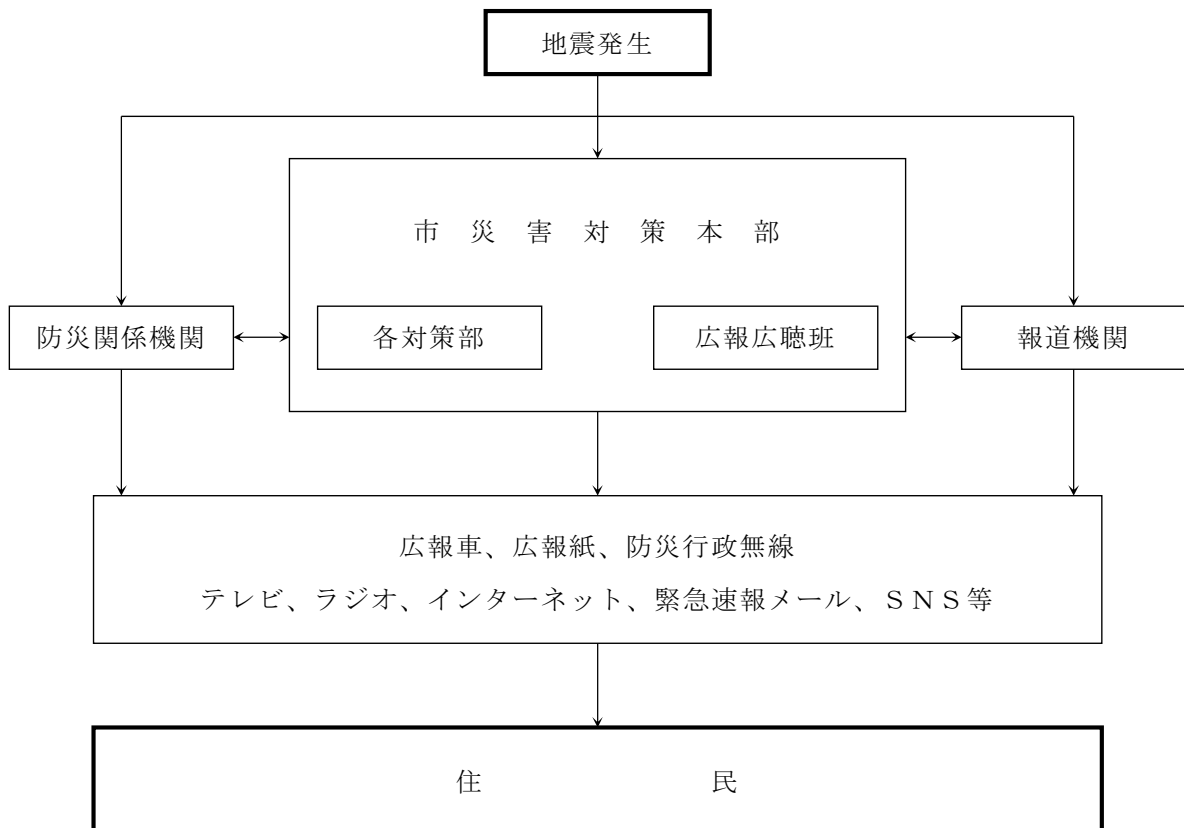
複雑な情報を被災者に的確に伝えるため、すみやかに文字情報としての広報紙を作成し配布する。

オ 通信メディアによる広報

FAX、インターネット、緊急速報メール等の通信メディアによる情報伝達を可能な限り実施し、住民への広報を補完する。

カ 要配慮者への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい高齢者、障害者及び外国人等に対応する広報については、各種ボランティア団体等と連携を図り、文字情報の点字化、多言語化、手話通訳によるテレビ放送等を可能な限り実施する。



2 広聴活動

災害時における被災者からの相談、要望、照会等や全国各地からの問い合わせ等に対応するため、速やかに広聴体制の確立を図るとともに、国、県等防災関係機関及び関係する各対策部との連携を密にしながら広聴相談活動を実施する。

(1) 相談窓口の設置

災害の状況により必要と認めるときは、被災者からの相談・要望を受けるため、市役所内に被災者総合相談窓口を開設するとともに、支援情報を住民に提供する。

(2) 巡回相談の実施

災害の状況により必要と認めるときは、巡回相談（地区集会所、指定避難所等）を実施する。

(3) 相談窓口開設の周知

相談窓口を開設したときは、開設の周知を積極的に図る。

第4節 応援要請

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第4節「応援要請」に準ずる。

第5節 自衛隊派遣要請

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第5節「自衛隊派遣要請」に準ずる。

第6節 災害救助法の適用

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第6節「災害救助法の適用」に準ずる。

第7節 避難対策

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第7節「避難対策」に準ずる。

第8節 消防活動

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第8節「消防活動」に準ずる。

第9節 救助・救急活動

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第9節「救助・救急活動」に準ずる。

第10節 医療救護

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第10節「医療救護」に準ずる。

第11節 遺体の収容・埋葬

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第11節「遺体の収容・埋葬」に準ずる。

第12節 交通規制

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第12節「交通規制」に準ずる。

第13節 緊急輸送

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第2章第12節「緊急輸送体制の整備」及び本編第3章第13節「緊急輸送」に準ずる。

第14節 障害物の除去

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第14節「障害物の除去」に準ずる。

第15節 食料・飲料水及び生活必需品等の供給

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第15節「食料・飲料水及び生活必需品等の供給」に準ずる。

第16節 災害廃棄物の処理

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第16節「災害廃棄物の処理」に準ずる。

第17節 保健衛生・防疫

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第17節「保健衛生・防疫」に準ずる。

第18節 孤立地区対策

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第20節「孤立地区対策」に準ずる。

第19節 教育対策

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第21節「教育対策」に準ずる。

第20節 農林業対策

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第22節「農林業対策」に準ずる。

第21節 ライフライン施設の応急対策

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第23節「ライフライン施設の応急対策」に準ずる。

第22節 施設等の応急対策

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第24節「施設等の応急対策」に準ずる。

第23節 住宅の応急対策

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第25節「住宅の応急対策」に準ずる。

第24節 要配慮者対策

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第26節「要配慮者対策」に準ずる。

第25節 ボランティア活動支援

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第27節「ボランティア活動支援」に準ずる。

第26節 義援金、救援物資の受付・配分

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第28節「義援金、救援物資の受付・配分」に準ずる。

第27節 沿岸被災市町村の支援

被災した市町村を支援することで「命を守る」「命をつなぐ」等に貢献する。したがって、支援に関しては、本市住民と区別しない。

- 1 指定緊急避難場所、指定避難所での支援
- 2 医療救護所での支援
- 3 応急仮設住宅用地の確保
- 4 県等と連携して、その他必要な支援

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第4章第1節「復旧・復興の基本方針の決定」に準ずる。

第2節 災害復旧対策（迅速な原状復旧の進め方）

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第4章第2節「災害復旧対策（迅速な復旧の進め方）」に準ずる。

第3節 復興計画（復興計画の進め方）

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第4章第3節「復興計画（復興計画の進め方）」に準ずる。

第4節 被災者の生活再建等の支援

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第4章第4節「被災者の生活再建等の支援」に準ずる。

第5節 激甚災害の指定

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第4章第5節「激甚災害の指定」に準ずる。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

この章では、地震防災対策のうち南海トラフ地震対策として特に取り組みの必要な事項について定める。

第1節 総 則

1 推進計画の目的

本推進計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1章第5節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりである。

第2節 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄及び調達計画を作成する。

イ 市長は、県知事に対して住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

市長は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。

2 他機関に対する応援要請

(1) 市長が災害応急対策の実施のため、関係機関に必要な協力を得ることに関しての要請手順は、一般対策編第3章第4節「応援要請」に示すとおりである。

(2) 市長は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

(3) 市長は、必要があるときは第1編「一般対策編」第3章第5節「自衛隊派遣要請」により、県知事に自衛隊の派遣を要請することができる。

3 帰宅困難者への対応

本市では、帰宅困難者を「避難者」として取り扱う。

第3節 地震発生時の応急対策等

1 地震発生時の応急対策

(1) 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達については、第3章第2節「災害情報の収集・伝達」に準ずる。

(2) 施設の緊急点検・巡視

必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定緊急避難場所、指定避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

(3) 二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

(4) 消火活動、救助・救急活動、医療救護

ア 消火活動

地震災害発生時における消火活動については、第3章第8節「消防活動」に準ずる。

イ 救助・救急活動

地震災害発生時における救助・救急活動については、第3章第9節「救助・救急活動」に準ずる。

ウ 医療救護

地震災害発生時における医療活動については、第3章第10節「医療救護」に準ずる。

(5) 物資調達

発災後適切な時期に、必要な物資について、所有する公的備蓄量、企業との協力等により調達可能な流通備蓄量について把握し、他の市との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

(6) 輸送活動

地震災害発生時における輸送活動は第3章第12節「交通規制」及び第13節「緊急輸送」に準ずる。

(7) 保健衛生・防疫

被災地において、感染症の蔓延等を防止するための活動は第3章第17節「保健衛生・防疫」に準ずる。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

整備計画作成に当たっては、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

1 建築物、構造物等の整備

第2章第1節2「公共、公用施設の耐震化対策の推進」及び3「一般建築物の耐震化対策等の推進」で定めたとおり、建築物、構造物等の安全性の確保を行う。

2 指定緊急避難場所の整備

第2章第1節1「地震に強いまちづくりの推進」で定めたとおり、指定緊急避難場所の整備を行う。

3 指定避難所の整備

第2章第1節1「地震に強いまちづくりの推進」で定めたとおり、指定避難所の整備を行う。

4 土砂災害防止施設の整備

第2章第1節8「土砂災害予防の推進」で定めたとおり、土砂災害防止施設の整備を行う。

5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設の整備

第2章第1節1「地震に強いまちづくりの推進」で定めたとおり、避難誘導及び救助活動のための拠点施設の整備を行う。

6 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

第2章第1節1「地震に強いまちづくりの推進」で定めたとおり、緊急輸送を確保するために必要な道路の整備を行う。

7 通信施設の整備

第2章第2節3「情報収集・伝達手段の整備」で定めたとおり、通信施設の整備を行う。

第5節 防災訓練計画

1 防災訓練の実施

- (1) 市及びその他の防災関係機関は、南海トラフ地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。また、訓練後には本計画の点検や評価を行うとともに、訓練を通じて得られた課題に基づいて、計画の見直し等を行う。
- (2) (1)の防災訓練は、防災週間等を利用し、少なくとも年1回以上実施する。
- (3) (1)の防災訓練は、地震発生時の円滑な避難のための災害応急対策を中心とし、情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- (4) 自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- (5) 県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - イ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - ウ 情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及びとりまとめ、収集情報の広報を目的とする情報収集、伝達訓練
 - エ 災害の発生の状況、避難情報、自主避難による各指定緊急避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
- (6) 防災訓練の実施に当たっては、配慮すべき事項は次のとおりとする。
 - ア 地震による避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫すること
 - イ それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

防災関係機関、自主防災組織、事業者等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 市職員に対する防災教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課、各機関ごとに行う。防災教育の内容は次のとおりとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

2 住民等に対する防災教育

関係機関と協力して、地域の実態に応じて地域単位、職場単位、自主防災組織単位等で住民等に対する防災教育を推進する。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における指定緊急避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 住民等自らが実施し得る、最低3日以上（可能であれば7日以上）の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 学校教育における防災教育

児童生徒に対し、学校教育課程において、地域防災上必要な防災教育を推進する。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 教員が果たすべき役割
- (5) 家庭内での地震防災対策の内容

4 保育園・幼稚園の園児に対する防災教育

園児に対し、家庭・地域と連携しながら防災教育を実施する。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される揺れ及び津波から身を守る方法
- (2) 避難訓練を通して、「いざ」というときの行動を身につける方法

5 防災知識の普及方法

住民の防災意識の向上を図るため、さまざまな方法により、地域防災上必要な防災知識について広報する。

- (1) 防災行政無線（同報系）、サイレン、広報車等の各種情報伝達手段の充実
- (2) 防災拠点及び指定避難所としている各小中学校のパソコンの活用
- (3) 南海トラフ地震に備える広報紙（チラシ）の発行
- (4) 南海トラフ地震情報コーナーを市役所内に設置
- (5) 定期的に地域防災フォーラム（仮称）を開催

6 相談窓口の設置

地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。